

## 平成24年第4回今帰仁村議会臨時会会期日程

(会期 1 日間)

日 次	月 日	曜 日	区 分	摘 要
第 1 日	11月 7 日	水	本会議	1. 開 会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 議案の上程及び提案理由の説明 質疑・討論・採決 5. 閉 会

## 議 決 の 結 果

議案番号	件名	提案者	議決月日	議決結果
意見書第6号	米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書	内間利三 外 9 名	11月7日	原案可決
決議第3号	米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議	内間利三 外 9 名	11月7日	原案可決
意見書第7号	米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書	内間利三 外 9 名	11月7日	原案可決
決議第4号	米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議	内間利三 外 9 名	11月7日	原案可決

平成24年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年11月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月7日 午前10時00分		
	閉 会	11月7日 午前10時18分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三		
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員	10	玉 城 克 義		
会議録署名議員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人		
	副 村 長	大 嶺 英 恭		
	教 育 長	謝 花 弘		

## 平成24年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成24年11月7日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	意見書第6号	米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
4	決 議 第 3 号	米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成24年第4回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 山内 聰議員及び8番 與那嶺好和議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「意見書第6号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書」、日程第4. 「決議第3号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議」。以上の2件は関連いたしますので、一括議題とします。

2件について提出者の説明を求めます。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君

意見書第6号

平成24年11月7日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	東恩納 寛 政
〃	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

## 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

## 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書

去る10月16日未明、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が、帰宅途中の女性に性的暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

在日米海軍によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため、14日から嘉手納基地で従事し、事件の発生した16日にはグアムに移動する予定であったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという蛮行に激しい憤りを覚え、断じて許すことのできない卑劣極まりない犯罪である。

復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成23年12月末時点で5,747件にも及び、本議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。

しかし、再び事件が発生し、むしろ悪質さを増している。戦後67年が経過した今日においても、基地から派生する事件・事故等に県民がその意思に反して巻き込まれる構図が、未だ継続している過酷な状況下にあることを如実に物語っている。

また、県民の猛烈な反対運動にも関わらずオスプレイを強行配備した日米両政府へ反発が強まる中での今回の米兵による悪質な事件に対し、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本議会は、県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の厳正な処罰を行うこと。
- 3 米軍人・軍属等の徹底した綱紀粛正及び人権教育のあり方を根本から見直すこと。
- 4 日米両政府は、理不尽な日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理縮小・返還を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月7日

あて先

内閣総理大臣 外務省沖縄特命全権大使 外務大臣 沖縄防衛局長  
防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

決議第3号

平成24年11月7日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	東恩納 寛 政
〃	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議

去る10月16日未明、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が、帰宅途中の女性に性的暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

在日米海軍によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため、14日から嘉手納基地で従事し、事件の発生した16日にはグアムに移動する予定であったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女

性に性的暴行を加えてけがを負わせるという蛮行に激しい憤りを覚え、断じて許すことのできない卑劣極まりない犯罪である。

復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成23年12月末時点で5,747件にも及び、本議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。

しかし、再び事件が発生し、むしろ悪質さを増している。戦後67年が経過した今日においても、基地から派生する事件・事故等に県民がその意思に反して巻き込まれる構図が、未だ継続している過酷な状況下にあることを如実に物語っている。

また、県民の猛烈な反対運動にも関わらずオスプレイを強行配備した日米両政府へ反発が強まる中での今回の米兵による悪質な事件に対し、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本議会は、県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

以上、決議する。

#### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の厳正な処罰を行うこと。
- 3 米軍人・軍属等の徹底した綱紀粛正及び人権教育のあり方を根本から見直すこと。
- 4 日米両政府は、理不尽な日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理縮小・返還を促進すること。

以上、決議する。

平成24年11月7日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍沖縄地域調整官 在日米軍司令官 在沖米国総領事  
在日米海軍司令官 在沖米海軍艦隊活動司令官

○ 議長 久田浩也君 これから「意見書第6号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書」及び「決議第3号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第6号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書」及び「決議第3号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議」は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。「意見書第7号」及び「決議第4号」は急施事件と認め、この際日程に追加し、審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

よって「意見書第7号」及び「決議第4号」は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1及び第2として、審議することに決定いたしました。

追加日程第1. 「意見書第7号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書」、追加日程第2. 「決議第4号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議」、以上の2件は関連しますので一括議題とします。

2件について、提出者の説明を求めます。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君

意見書第7号

平成24年11月7日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	東恩納 寛 政
〃	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

## 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書

11月2日深夜0時50分ごろ、酒に酔った米空軍兵が読谷村内のアパートに侵入し、寝ていた男子中学生に襲いかかり顔に全治1週間のけがを負わず凶悪事件が発生した。米兵は室内で暴れた後に窓から転落し重傷を負い、海軍病院に運び込まれた。

報道によると、この米兵はその日、事件を起こしたアパート1階にある飲食店で飲酒し、夜11時ごろ店主が夜間外出禁止令があるからと帰宅を促すとコップや空き瓶を投げつけたり蹴ったりと暴力を振るったという。

この事件は、10月16日に発生した2米兵による暴行事件の直後の事件であり、しかも在日米軍の夜間外出禁止令を破って起こした、極めて悪質なもので断じて看過することはできない。

今回の事件は、子どもや女性をはじめ県民の人権を踏みにじった重大事件であると同時に、米軍の人権教育や再発防止、綱紀粛正がまったく実効性がないことを立証したものであると言わざるを得ない。

また、この米兵は、米軍基地内の病院に入院し、身柄を県警が確保できず事情聴取も出来ていない状態であるが、政府の藤村官房長官は「起訴前の身柄の引渡しを米側に要請する必要はない」との認識を示しており、またもや地位協定が県民の前に立ちはだかった状態にある。

相次ぐ暴行事件とオスプレイの強行配備に対する県民の怒りが高まる中で発生した今回の事件で県民の不安と不満は頂点に達しており、いかなることがあっても容認できるものではない。

よって、本議会は、村民・県民の生命、財産を守る立場から日米両政府に厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

### 記

1. 被害者及び家族への謝罪と完全な補償をすること。
2. 沖縄県警への起訴前の身柄引渡しを行うこと。
3. 米軍人・軍属等の人権教育、綱紀粛正など米軍内の管理体制の説明を行い、実効性のある再発防止策を講じ、その内容を公表すること。
4. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理・縮小、返還を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月7日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、

外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

決議第4号

平成24年11月7日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	東恩納 寛 政
〃	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

#### 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

#### 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議

11月2日深夜0時50分ごろ、酒に酔った米空軍兵が読谷村内のアパートに侵入し、寝ていた男子中学生に襲いかかり顔に全治1週間のけがを負わず凶悪事件が発生した。米兵は室内で暴れた後に窓から転落し重傷を負い、海軍病院に運び込まれた。

報道によると、この米兵はその日事件を起こしたアパート1階にある飲食店で飲酒し、夜11時ごろ店主が夜間外出禁止令があるからと帰宅を促すとコップや空き瓶を投げつけたり蹴ったりと暴力を振るったという。

この事件は、10月16日に発生した2米兵による暴行事件の直後の事件であり、しかも在日米軍の夜間外出禁止令を破って起こした、極めて悪質なもので断じて看過することはできない。

今回の事件は、子どもや女性をはじめ県民の人権を踏みにじった重大事件であると同時に、米軍の人権

教育や再発防止、綱紀肅正がまったく実効性がないことを立証したものであると言わざるを得ない。

また、この米兵は、米軍基地内の病院に入院し、身柄を県警が確保できず事情聴取も出来ていない状態であるが、政府の藤村官房長官は「起訴前の身柄の引渡しを米側に要請する必要はない」との認識を示しており、またもや地位協定が県民の前に立ちはだかった状態にある。

相次ぐ暴行事件とオスプレイの強行配備に対する県民の怒りが高まる中で発生した今回の事件で県民の不安と不満は頂点に達しており、いかなることがあっても容認できるものではない。

よって、本議会は、村民・県民の生命、財産を守る立場から日米両政府に厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

## 記

1. 被害者及び家族への謝罪と完全な補償をすること。
2. 沖縄県警への起訴前の身柄引渡しを行うこと。
3. 米軍人・軍属等の人権教育、綱紀肅正など米軍内の管理体制の説明を行い、実効性のある再発防止策を講じ、その内容を公表すること。
4. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理・縮小、返還を促進すること。

以上、決議する。

平成24年11月7日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、  
在沖米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、嘉手納基地第18航空団司令官

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「意見書第7号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書」及び「決議第4号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第7号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する意見書」及び「決議第4号 米兵による住居侵入、中学生傷害事件に対する抗議決議」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時18分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 内 聰

署名議員 與那嶺 好 和